

第1回婚活支援イベント

少子化の要因となる未婚化・晩婚化対策の一環として、今年度から結婚支援事業に取り組みます。そこで、結婚を希望していながらも理想の異性に巡り合っていない方々に、結婚に対する正しい知識や教養、異性とのコミュニケーション能力などを習得する機会を提供し、出会いの場となる交流イベントを開催します。

対▶男性…市内在住または在勤で結婚を考えている独身の方

▶女性…結婚を考えている独身の方

※男女とも23歳～45歳程度の方

時11月13日(日) 午後1時30分～4時40分

場文化会館

内▶婚活セミナー「自分発見!! (内面力チェンジ)」…自分に合った相手を見つけるノウハウと恋愛コミュニケーションスキルを身に付けます。

▶交流会…スタッフのサポートを受けながら、パーティー形式で交流します。

定男女各20人程度 (先着順)

¥▶男性…1,000円 ▶女性…500円

申10月30日(日)までに、次の①または②の方法でお申し込みください。



婚活支援イベント専用ホームページ
QRコード

①婚活支援イベント専用ホームページ (<https://cq.a.or.jp/nishiokon/>) の申し込みフォームに入力

②申込書を郵送またはファクスで株式会社アニバーサリー婚活予備校事務局 (〒445-0073 寄住町洲田24-3 都築ビル1階 / FAX65・5523) へ。申込書は企画政策課または同事務局に用意

問企画政策課企画担当 (☎65・2154)、株式会社アニバーサリー婚活予備校事務局 (☎090・1729・2404)

※同社は28年度結婚支援事業の受託事業者です。

高齢者のインフルエンザ予防接種の費用を補助

インフルエンザ予防接種1回分の費用の一部を補助します。特別助成対象者(生活保護世帯・中国残留邦人等支援給付受給世帯・住民税非課税世帯の方)は全額を補助します。

対接種日に65歳以上の方、または60歳以上65歳未満で心臓・じん臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害(いずれも身体障害者手帳1級相当)のある方

接種期間 10月1日(土)～12月31日(土)

接種場所 市内の医療機関

※実施しない医療機関もありますので、お問い合わせください。市ホームページでも確認できます。

個人負担金 1,500円

※医療機関の窓口でお支払いください。特別助成対象者は無料

特別助成対象者の証明書・接種券の発行

▶生活保護世帯…直接福祉課へ。

▶中国残留邦人等支援給付受給世帯…直接福祉課へ。

▶住民税非課税世帯…身分証明書を直接各保健センターまたは各支所へ。同一世帯以外の方が手続きする場合は委任状が必要です。

市外の医療機関などでも 高齢者のインフルエンザ予防接種が 受けられます

対左記の対象者で、次の①～③のいずれかに該当する方

①市外にかかりつけ医がいる方

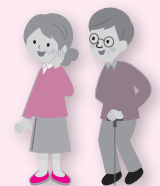
②市外の高齢者施設などに入所している方

③市外の病院などで長期入院治療をしている方

申電話で西尾市保健センター (☎57・0661) へ。後日、必要書類を郵送します。

他▶接種を希望する医療機関が協力医療機関になっているか確認の上、お申し込みください。県医師会ホームページで、県内の協力医療機関を確認できます。

▶特別助成対象者は別に書類が必要ですので、西尾市保健センターへお問い合わせください。



問西尾市保健センター (☎57・0661)

吉良保健センター (☎32・3001)

第3回ばらネットセミナー パパ・ママのための防災セミナー

災害に対する子育て世代の不安を取り除くため、被災地で支援活動を行った講師による「パパ・ママのための防災セミナー」を開催します。被災地ママの体験を記した本を基に、防災の基本である「自分の命は自分で守る」ことの大切さを学びます。

対どなたでも（祖父母やお子さんも参加できます）

時10月13日(木) 午前10時30分～午後1時

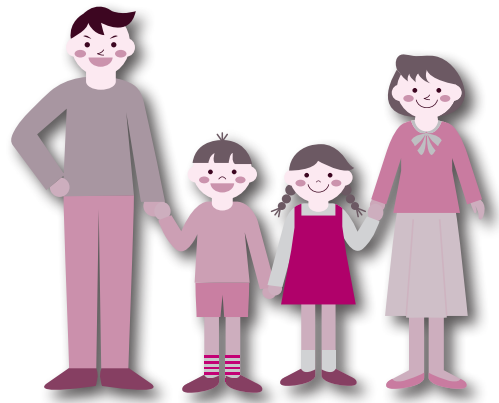
場福地ふれあいセンター

内防災ワークショップ、防災食試食会

定80人（先着順）

¥700円

講一般社団法人スマートサバイバープロジェクト
かもん 掃部まゆ氏



申問10月5日(水)までに、セミナー名・住所・氏名・電話番号を、直接または電話、ファクス、Eメールで地域支援協働課市民協働担当（☎65・2178/FAX57・1314/✉kyoudou@city.nishio.lg.jp）へ。

第30回糖尿病のつどい

対糖尿病を患っている方とその家族、糖尿病の療養に興味のある方

時10月8日(土) 午後1時30分～4時

場市民病院講堂（2階）

テーマ 糖尿病を知って より良い生活を

内講演「血糖が高いとなぜいけないの?」「血糖を下げお薬について学びましょう」や、リラックス体操、

ミニ劇、クイズ「三河大震災再来! あなたならどうする?」、治療のための具体的な食事例の展示などを行います。

¥無料

他当日の午後1時～1時30分と休憩時間に、相談コーナーを開設します。

問市民病院内科受付（☎56・3171）

9月20日～26日は動物愛護週間

●動物の虐待や遺棄などは犯罪です

「動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法）」により、愛護動物を虐待や遺棄した場合は100万円以下の罰金、みだりに殺したり傷つけたりした場合は200万円以下の罰金に処されます。

例えば、日なたで水分を与えずにつないだり、狭いケージに入れたままの状態で飼育するなど、愛護動物の健康や安全を害する行為は虐待になります。

●むやみに繁殖させないようにしましょう

動物にかけられる手間や時間、空間には限りがあります。きちんと管理できる数を超えないようにしましょう。また、生まれる命に責任が持てない場合は、不妊去勢手術をしてください。

●迷い犬・野良犬化を防ぐため、標識を付けましょう

飼っている動物が自分のものであることを示す、鑑札やマイクロチップ、名札などの標識を付けましょう。迷い犬などは野良犬化する可能性があり、県動物保護管理センターに保護された場合でも、7日間以内に飼い主が見つからないときは殺処分されます。

西尾市では、26年度に186頭が捕獲され、そのうち飼い主に返還されたのはわずか13頭でした。

問県動物保護管理センター（☎0565・58・2323/豊田市穂積町）、環境保全課環境保全担当（☎34・8111/クリーンセンター内）

